

第2回 車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会 議事概要

日時：令和3年11月18日（木）15時～16時30分

○委員、●事務局

1. 議事

1) 検討の方向性等について

- ダブルスペースの導入促進とあわせて、その利用対象者に妊産婦やベビーカー使用者を含めるか否かの議論が必要。
- まずは幅の広い車椅子利用者用駐車施設の利用対象者をどのように明確化するかが大前提。「車椅子利用者その他の乗降に幅を必要とする者を基本としつつ」検討を進めることとなるが、この「その他」にどこまでの対象者を含めるべきか、今年度に基本的考え方を整理しつつ、次年度に具体的な指針の定め方を議論するということになるのではないかと。
- 利用対象者について、地域で確保されている区画数の余裕に応じて、車椅子利用者を優先すべき場所とこれ以外の利用対象者も含めて考えるべき場所の双方があるのではないかと。なお、車椅子利用者は幅の広い区画に駐車できなければ当該施設を利用することができない訳なのでこの点については整理にあたり留意が必要。
- 地域性の議論について、車移動が中心の地域と大都市部の違いも踏まえて議論していく必要がある。
- 現行のパーキング・パーミット制度でも、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者を障害等級に応じて客観的に定めている例は少なく、また、利用環境について地域特性や福祉機器の使用状況等による差異が大きいとの指摘もある。幅の広い区画の利用対象者を明確化するにあたっては、このような実状も勘案しつつ、どのように定めることが適当なのかを引き続き議論いただきながら指針として整理していくものと考えている。
- 車椅子利用者用駐車施設の不適正利用が現実にどのような用途の施設で生じているのかについての検証が必要。公共施設では少ないことや、大型商業施設・医療施設等の不特定多数の方々が利用するような用途では多く起きているといった実態が確認できないか。
- 駐車区画の不足という課題に対して車椅子利用者用駐車施設等の総数がどうあるべきかの議論も必要。
- 車椅子利用者用駐車施設の区画の総数の不足について現時点でただちに義務付け等の制度的な対応は難しいと認識しているが、適正利用も含めた現行制度の課題がどこにあり、どのような制度的対応が必要になるのかを丁寧に議論しながら、継続的に議論していくべき課題と認識している。
- 500㎡未満の小規模駐車場についても議論があったが、小規模駐車場では必要な車椅子利用者用駐車施設の区画数を確保することが現実的ではない場合もある。このような場合には、地域として必要な区画数を工夫しつつ確保するという考え方もある。
- 500㎡未満の小規模駐車場について現行制度上は規制の枠組みがないが、車椅子利用者用駐車

施設に限らず、まちづくりと一体的に駐車場施策のあり方を検討することは課題として認識している。このような議論において、車椅子利用者用駐車施設のことも念頭に置きつつ検討を進めていく。

○小規模駐車場については、バリアフリーに限らずそもそもの駐車場施策のあり方という意味で課題がある。また、駐車場施策のあり方については駐車場法で適用される範囲が限定的であって、多くは駐車場法の駐車場整備地区外であるほか、郊外のショッピングセンターは大規模小売店舗立地法に基づく規制の対象であり、このような駐車場施策全体の枠組みをまずは整理した方がいいのではないかと。

○ハードについて、青空駐車場、自走式立体駐車場、機械式駐車場の議論が混在しており、駐車場の構造によって必要な対応が異なることに留意が必要。

○機械式駐車場については、係員がいるという前提条件が必須。無人の機械式駐車場で大きな事故の事例があり、機械式駐車場へのバリアフリー設備の導入については誤ったメッセージとなることがないように十分に注意した方がよい。

○罰則等の不利益処分について、課題を整理するとともに実現するにはどのような方法があるかを議論したい。法令等で必ずしも罰則ができない訳ではないのではないかと。

●罰則等不利益処分については、制度化にあたっての課題を整理しつつ、中長期的な議論が必要なものと認識している。

○車椅子利用者用駐車施設の設置割合は、旧ハートビル法施行時の歩行困難者の割合（1.6%）に基づくものと聞いている。車椅子利用者用駐車施設の利用対象者として、車椅子使用者が優先であることは間違いのないと思うが、自ら運転する車椅子使用者の割合（0.26%）は限定的なものであることを踏まえて、どこまでが利用対象者たり得るかの整理が必要。

○パーキング・パーミット制度を全国統一的な制度とすることについて、車椅子利用者用駐車施設はバリアフリー法に基づく設置義務に係るものであり、全国統一的な運用が必要。大都市部と地方部の利用環境が違うことについては、基本的に全国統一的な運用としつつ、事情がある場合には当該事情を踏まえたルールメイキングという考え方が適切ではないかと。

●パーキング・パーミット制度のどのような点について運用が統一されるべきか、または、どのような点について地域の実情が尊重されるべきか、については議論があると思う。車椅子利用者用駐車施設にせよ、パーキング・パーミット制度にせよ、利用対象者の利用環境を適切に確保しながら、どのような点で制度的対応が必要となるかが議論のポイントになるかと思うので、引き続きご議論を踏まえながら指針の策定について検討したい。

○機械式駐車場について、都心型のビルでは附置義務駐車場の必要台数を確保するために機械式とならざるを得ない駐車場があるが、実際にはあまり利用されていないことも多い。例えば、附置義務の緩和とあわせて幅 3.5m 以上の平面区画を確保するというような考え方があれば、比較的スペースを確保しやすいのではないかと。

●附置義務駐車場については都心部等では供給過多の傾向があることから、各地域で附置義務駐車場の台数の緩和規定を設けている。公共貢献や地域貢献の観点から車椅子利用者用の駐車施設

設の確保や附置義務駐車場を緩和するルールを定めている地域もあると聞いている。

- 適正利用について新たにガイドライン（指針）策定ということで、一步二歩進んだ形で、現場での対応がしやすくなる。ガイドライン作成にあたっては、現場への周知徹底を図ることとともに、実効性あるガイドラインとすべき。特に現場では利用についてお客様から様々な形でご意見が寄せられるため、それに対し明確な考え方を示すことができるような実効性のあるガイドラインとしていただきたい。
- ハードルが高いとは思いますが、施設管理者が新たな設備投資を行う場合の支援制度についても検討をお願いしたい。

2) 本日の議論の整理

- 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者については、本検討会で方向性を整理すべき。車椅子使用者が利用対象者であることに議論の余地はないが、地域の実状も踏まえながら、プラスアルファで必要とされるどのようなニーズがあるのかを整理していくということではないか。
- 車椅子利用者用駐車施設の利用について全国統一的な考え方を明確化した上で、パーキング・パーミット制度の運用については、地域の実状に応じて地方公共団体の判断において利用対象者の範囲を拡大するという形もあるかもしれない。
- 車椅子利用者用駐車施設のゼブラゾーンについて議論があるが、ゼブラゾーンがあることによって区画を確保しやすかったり効率的に利用できる側面もあり、実際に海外事例でもこのような対応は良くある。適正利用について啓発活動も含めた利用環境改善の取組を継続していくこととあわせて、ハード面でどのような対応が必要となるかということを議論していくことも必要になる。
- 車椅子利用者用駐車施設の全国的な利用ルールを定め、適正利用の取組を運用していくにあたっては、国の施策としてどのような支援等ができるかという視点からも検討をすべき。

以上